

サンライズ北二条団地町内会会則（案）

（名称及び事務所）

第1条 本会はサンライズ北二条団地町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

（会員）

第2条 本会の会員はサンライズ北二条団地内に居住する世帯とする。

（会費）

第3条 会員は、第15条に定める会費を納入しなければならない。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに会員がお互いに協力して、生活環境の向上並びに福祉の増進を図ることを目的とする。

（活動や事業）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の各項に関する活動や事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 団地の清掃、美化やゴミ処理などの環境整備に関する事
- (3) 団地の集会所やその他の施設の維持や修繕に関する事
- (4) 施設の維持や修繕に関して団地管理者（北見市）に提言する事
- (5) 団地管理者（北見市）からの駐車場管理業務の委託とそのスペースの排雪に関する事
- (6) 共益費の徴収とその運用に関する事
- (7) 施設維持修繕積立金の積立とその運用に関する事
- (8) 住民相互のコミュニケーションや広報に関する事
- (9) 団地の防災、防火などに関する事
- (10) 青少年の健全育成に関する事
- (11) その他本会の目的達成に必要なと認められる事

（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
会計	1名
会計監事	1名
部長	若干名
幹事	若干名
班長	8名

（班）

第6条 本会には、各階を区域に分け、班を置く。ただし、2階と3階は合わせて一つの班とする。

（役員を選任等）

第7条 役員は総会において会員の中から選任する。

- (1) 班長は、各階別に初号室から輪番に1名選出する。
- (2) 相談役など必要に応じて設けることができる。

（役員職務）

第8条 職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会務を処理し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- (3) 相談役は、役員との相談に応じ、会務を円滑に推進する。
- (4) 会計は、本会の共益費を含む収支会計を処理し、会費・共益費などの管理、予算書、決算書の作成にあたる。
- (5) 会計監事は、本会の会計を監査する。
- (6) 部長は、担当する部の事業、活動を推進する。
- (7) 幹事は会の運営を補佐して会務を推進する。
- (8) 班長は、会員と町内会執行部との連絡にあたり、会費・共益費の徴収、班内事務を処理する。

（役員任期）

第9条 本会役員任期は1年とする。

- (1) 補欠による就任役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第10条 本会の会議は、総会、役員会とする。
(1) 会議は2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の多数決で決定する。
なお、賛否同数のときは議長が決するところとする。

(会議の招集)

- 第11条 会議は会長が招集する

(総会)

- 第12条 総会の議長は会員から選出する。
(1) 総会は、年1回開催する。ただし、5分の1以上の会員の要求があったとき、及び会長が必要と認めたときは臨時に招集することができる。
(2) 総会を招集するときは、あらかじめ文書により、開催日時、場所、及び議事を明示し、会員に通知する。

- 第13条 総会は次のことを審議、決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 第5条の各号の役員の選任
- (4) 会則の制定及び改廃
- (5) その他必要事項

(役員会)

- 第14条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議、決定する。

- (1) 総会提出議題
- (2) 本会の事業推進及び本会の運営に関する事項
- (3) その他必要な事項

(経費・会費)

- 第15条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
(1) 本会の会費は、1戸当たり月額500円とし、2ヵ月毎に徴収する。
(2) 転入者の会費は、転入の月から、転出の会費は転出の前月まで納入する。

(共益費)

- 第16条 本会の共益費は共同のエレベーター、物置、階段、街路灯等の電気料に充てる費用とし、その金額は月額1,000円で、2ヵ月毎に町内会会費と合算して25日から月末にかけて徴収する。

(排雪積立費)

- 第17条 本団地内駐車場使用戸は排雪積立費として月額100円、2ヵ月毎に町内会会費・共益費と合算して25日から月末にかけて徴収する。その金額は実情に応じて毎年考慮する。

(施設維持修繕積立金)

- 第18条 施設維持修繕積立金の積立とその運用については、別に細則を定める。

(会計年度)

- 第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(弔慰)

- 第20条 本会の弔慰については、別に細則を定める。

(役員報酬)

- 第21条 本会の役員の報酬については、別に細則を定める。

(附則)

この会則は、平成17年11月20日から施行する。

平成20年4月1日改訂

平成26年4月1日改訂

※弔慰に関する附則

- 第1条 会員及びその家族が死亡したときの弔慰は、次の各号により行う。
(1) 香典一万円と供花を贈り、弔慰を表す。
(2) 密葬その他供花等贈れない場合は、香典の他に供物代一万円を贈る。
(3) その他、特に考慮を要する場合は、その都度役員会で協議する。

※役員報酬に関する附則

- 第1条 本会の役員報酬は、次の号による。
(1) 会長20,000円、副会長、会計及び会計監査は10,000円、相談役、部長、幹事及び班長は5,000円とする。